

市区町村別集計項目(推進体制等)

茨城県
市区町村数 44

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)						
			担当課(室)名	所属			問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)		問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係		問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
					23	34	26				44						
8	201	水戸市	男女平等参画課	1	1	1	1	水戸市男女平等参画基本条例	2001年3月27日	2001年9月28日		水戸市男女平等参画推進基本計画(第3次)	2020年4月	～	2024年3月	1	1
8	202	日立市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	日立市男女共同参画社会基本条例	2001年12月28日	2001年12月28日		第4次ひたち男女共同参画計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
8	203	土浦市	人権推進課ダイバーシティ推進室	1	2	1	1	土浦市男女共同参画推進条例	2012年3月22日	2012年4月1日		第4次土浦市男女共同参画推進計画	2021年4月1日	～	2031年3月31日	1	1
8	204	古河市	人権推進課	1	2	1	1	古河市男女共同参画推進条例	2008年12月19日	2009年4月1日		第2次古河市男女共同参画プラン	2017年4月1日	～	2025年3月31日	1	1
8	205	石岡市	政策企画課	1	2	1	1	石岡市男女共同参画条例	2006年3月24日	2006年4月1日		第2次石岡市男女共同参画基本計画	2018年4月	～	2028年3月	1	1
8	207	結城市	まちづくり協働課	1	1	1	1	結城市男女共同参画推進条例	2011年3月30日	2011年4月1日		第3次結城市男女共同参画基本計画	2021年4月	～	2026年3月	1	1
8	208	龍ヶ崎市	地域づくり推進課	1	2	0	1	龍ヶ崎市男女共同参画推進条例	2002年3月27日	2002年4月1日		第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画	2019年4月1日	～	2029年3月31日	1	1
8	210	下妻市	福祉課 人権推進室	1	2	1	1	下妻市男女共同参画推進条例	2012年4月1日	2012年4月1日		第4次下妻市男女共同参画推進プラン	2022年4月1日	～	2032年3月31日	1	1
8	211	常総市	人権推進課	1	2	1	1	常総市男女共同参画推進条例	2007年3月22日	2007年4月1日		第2次常総市男女共同参画計画	2014年4月	～	2024年3月	1	1
8	212	常陸太田市	少子化・人口減少対策課	1	2	0	1	常陸太田市男女共同参画推進条例	2010年3月19日	2010年4月1日		ひたちおた絆プラン(第3次常陸太田市男女共同参画推進計画)	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
8	214	高萩市	環境市民協働課	1	2	0	0				0	第3次高萩市男女共同参画プラン	2021年4月	～	2026年3月	1	1
8	215	北茨城市	まちづくり協働課	1	2	0	0				0	第4次きたいばらき男女共同参画プラン	2023年4月	～	2028年3月	1	1
8	216	笠間市	総務課	1	2	0	1	笠間市男女共同参画推進条例	2006年3月19日	2006年3月19日		キラリかさまプラン～第4次笠間市男女共同参画計画	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1
8	217	取手市	市民協働課	1	2	1	1	取手市男女共同参画推進条例	2005年1月4日	2005年1月4日		第四次取手市男女共同参画計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
8	219	牛久市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	牛久市男女共同参画推進条例	2003年4月1日	2003年4月1日		牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画(第4次)	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1
8	220	つくば市	男女共同参画室	1	1	1	1	つくば市男女共同参画社会基本条例	2004年3月26日	2004年3月26日		つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1
8	221	ひたちなか市	女性生活課	1	1	1	1	ひたちなか市男女共同参画推進条例	2003年4月1日	2003年4月1日		ひたちなか市第4次男女共同参画計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	0	1
8	222	鹿嶋市	地域づくり推進課	1	2	0	1				0	第3次鹿嶋市男女共同参画計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
8	223	潮来市	企画政策課	1	2	0	1	潮来市男女共同参画基本条例	2003年3月25日	2003年4月1日		潮来市第2期男女共同参画基本計画	2021年3月	～	2031年3月	1	1
8	224	守谷市	人権推進課	1	2	1	1	守谷市男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年4月1日		第三次守谷市男女共同参画推進計画	2018年4月	～	2028年3月	1	1
8	225	常陸大宮市	市民課	1	2	1	1				0	第3次常陸大宮市男女共同参画計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
8	226	那珂市	市民協働課	1	2	0	0				0	第2次那珂市男女共同参画プラン	2018年4月	～	2028年3月	1	1
8	227	筑西市	市民協働課	1	2	1	1	筑西市男女共同参画推進条例	2007年12月25日	2008年1月1日		第2次筑西市男女共同参画基本計画	2020年4月1日	～	2025年3月31日	1	1
8	228	坂東市	市民協働課	1	2	1	1	坂東市男女共同参画推進条例	2008年12月17日	2008年12月17日		第4次ばんどう男女共同参画計画 すまいるプラン	2023年4月	～	2028年3月	1	1
8	229	稲敷市	秘書政策課	1	2	0	1	稲敷市男女共同参画推進条例	2007年3月29日	2007年4月1日		第4次稲敷市男女共同参画計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
8	230	かずみがうら市	地域コミュニティ課	1	2	0	1				2	かずみがうら市第3次男女共同参画計画	2019年4月	～	2024年3月	1	1
8	231	桜川市	生活環境課	1	2	1	0				2	第2次桜川市男女共同参画推進プラン	2019年4月	～	2029年3月	1	1
8	232	神栖市	市民協働課	1	2	0	1	神栖市男女共同参画推進条例	2006年12月21日	2007年1月1日		かみずハートフルプラン～第2次神栖市男女共同参画計画	2018年4月	～	2028年3月	1	1
8	233	行方市	事業推進課	1	2	0	1				0	(第3次行方市男女共同参画基本計画)	2018年4月1日	～	2023年3月31日	1	0
8	234	鉾田市	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	第4次鉾田市男女共同参画計画	2023年4月1日	～	2033年3月31日	1	1
8	235	つくばみらい市	地域推進課	1	2	1	1	つくばみらい市男女共同参画推進条例	2010年3月23日	2010年8月1日		第2次つくばみらい市男女共同参画計画	2018年4月	～	2029年3月	1	1
8	236	小美玉市	市民協働課	1	2	1	1	小美玉市男女共同参画条例	2008年12月22日	2009年4月1日		(第2次小美玉市男女共同参画推進計画)	2020年4月1日	～	2025年3月31日	1	0
8	302	茨城町	地域政策課	1	2	0	1				0	第2次茨城町男女共同参画推進計画	2016年4月	～	2026年3月	1	1
8	309	大洗町	生涯学習課	2	2	0	0				0	第2次大洗町男女共同参画計画	2017年4月	～	2027年3月	1	1
8	310	城里町	総務課	1	2	0	1				0	(第2次城里町総合計画 後期基本計画)	2021年4月	～	2026年3月	1	0
8	341	東海村	村民活動支援課	1	2	1	1	東海村男女共同参画推進条例	2007年3月23日	2007年4月1日		(第5次東海村男女共同参画行動計画)	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	0
8	364	大子町	まちづくり課	1	2	0	0				0	第2次大子町男女共同参画計画	2016年4月	～	2026年3月	0	1
8	442	美浦村	企画財政課	1	2	1	1				2	第2次美浦村男女共同参画計画(後期推進計画)	2019年4月	～	2024年3月	1	1
8	443	阿見町	男女共同参画室	1	1	0	1	阿見町男女共同参画社会基本条例	2010年3月19日	2010年4月1日		阿見町第4次男女共同参画プラン	2022年4月	～	2027年3月	1	1
8	447	河内町	秘書広聴課	1	2	0	0				0	河内町男女共同参画基本計画	2022年1月	～	2031年12月	0	1
8	521	八千代町	秘書課	1	2	0	0				2	第2次八千代町男女共同参画プラン	2020年4月	～	2030年3月	1	1
8	542	五霞町	人権推進室	1	2	0	0				0	第2次五霞町男女共同参画推進プラン(前期)	2022年4月	～	2027年3月	1	1
8	546	境町	人権・協働ハーマニー室	1	2	1	1				0	さかい男女共同参画プラン(第4次)	2021年4月	～	2026年3月	0	1
8	564	利根町	政策企画課	1	2	1	1	利根町男女共同参画推進条例	2020年12月9日	2021年4月1日		第2次利根町男女共同参画推進プラン	2020年4月	～	2025年3月	0	1

<選択肢回答>

- 所属
1 首長部局
2 教育委員会

- 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

- 庁内連絡会議
1 有
0 無

- 諮問機関
1 有
0 無

- 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2024年3月末までの制定を目的に検討中
2 2023年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 策定予定有
0 策定予定無
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			5									2	3	3	1	1	4	1	0
8	201	水戸市	水戸市男女平等参画センター	びよんど	310-0063	茨城県水戸市五軒町1-2-12	029-226-3161	029-226-3162	https://www.city.mito.lg.jp/soshiki/30/		○	○					○		
8	202	日立市	日立市女性センター	らぼーるひたち	316-0036	茨城県日立市鮎川町1-1-10	0294-36-0554	0294-38-2460	http://rapporthitachi.jp/		○		○					○	
8	203	土浦市	土浦市男女共同参画センター		300-8686	茨城県土浦市大和町9-1 ウララビル2F	029-827-1107	029-827-1234	https://www.city.tsuchiura.lg.jp/index.html		○	○					○		
8	204	古河市																	
8	205	石岡市																	
8	207	結城市																	
8	208	龍ヶ崎市																	
8	210	下妻市																	
8	211	常総市																	
8	212	常陸太田市																	
8	214	高萩市																	
8	215	北茨城市																	
8	216	笠間市																	
8	217	取手市																	
8	219	牛久市																	
8	220	つくば市																	
8	221	ひたちなか市	ひたちなか市男女共同参画センター		312-8501	茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号	029-273-0111	029-271-0851	https://www.city.hitachinaka.lg.jp/shiminkatsudo/danjyo/1004192/1007804.html	○					○	○			
8	222	鹿嶋市																	
8	223	潮来市																	
8	224	守谷市																	
8	225	常陸大宮市																	
8	226	那珂市																	
8	227	筑西市																	
8	228	坂東市																	
8	229	稲敷市																	
8	230	かすみがうら市																	
8	231	桜川市																	
8	232	神栖市																	
8	233	行方市																	
8	234	鉾田市																	
8	235	つくばみらい市																	
8	236	小美玉市																	
8	302	茨城町																	
8	309	大洗町																	
8	310	城里町																	
8	341	東海村																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																		
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体									
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営							
												直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者 その他						
8	364	大子町																			
8	442	美浦村																			
8	443	阿見町	阿見町男女共同参画センター	AMIふらっとセンター	300-0333	茨城県稲敷郡阿見町大字若栗1886-1	029-896-3181	029-896-3181	https://www.town.ami.lg.jp/0000004278.html	○		○				○					
8	447	河内町																			
8	521	八千代町																			
8	542	五霞町																			
8	546	境町																			
8	564	利根町																			

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			5					5	5	5	5	1	5	2	0	2	
8	201	水戸市	水戸市男女平等参画センター	2001年8月11日	4	1	9,379	○	○	○	○	○	○	○		○	
8	202	日立市	日立市女性センター	1993年8月2日	8	1	11,435	○	○	○	○	○	○				
8	203	土浦市	土浦市男女共同参画センター	1997年10月1日	3	1	4,061	○	○	○	○	○	○				
8	204	古河市			0	0	0										
8	205	石岡市			0	0	0										
8	207	結城市			0	0	0										
8	208	龍ヶ崎市			0	0	0										
8	210	下妻市			0	0	0										
8	211	常総市			0	0	0										
8	212	常陸太田市			0	0	0										
8	214	高萩市			0	0	0										
8	215	北茨城市			0	0	0										
8	216	笠間市			0	0	0										
8	217	取手市			0	0	0										
8	219	牛久市			0	0	0										
8	220	つくば市			0	0	0										
8	221	ひたちなか市	ひたちなか市男女共同参画センター	2002年4月1日	3	3	1,680	○	○	○	○	○	○				
8	222	鹿嶋市			0	0	0										
8	223	潮来市			0	0	0										
8	224	守谷市			0	0	0										
8	225	常陸大宮市			0	0	0										
8	226	那珂市			0	0	0										
8	227	筑西市			0	0	0										
8	228	坂東市			0	0	0										
8	229	稲敷市			0	0	0										
8	230	かすみがうら市			0	0	0										
8	231	桜川市			0	0	0										
8	232	神栖市			0	0	0										
8	233	行方市			0	0	0										
8	234	銚田市			0	0	0										
8	235	つくばみらい市			0	0	0										
8	236	小美玉市			0	0	0										
8	302	茨城町			0	0	0										
8	309	大洗町			0	0	0										
8	310	城里町			0	0	0										
8	341	東海村			0	0	0										
8	364	大子町			0	0	0										
8	442	美浦村			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
8	443	阿見町	阿見町男女共同参画センター	2015年1月27日	2	3	1,081	○	○	○	○	○					○
8	447	河内町			0	0	0										
8	521	八千代町			0	0	0										
8	542	五霞町			0	0	0										
8	546	境町			0	0	0										
8	564	利根町			0	0	0										

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

茨城県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村长数	うち		副町村长数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村长数	女性比率(%)		女性副町村长数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
				12		32	1	3.1	35	3	8.6	12	0	0.0	8	0	0.0	7,860	544	6.9
8	201	水戸市	1996年4月1日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							1266	150	11.8
8	202	日立市				1	0	0.0	2	0	0.0							23	1	4.3
8	203	土浦市	2012年11月18日	土浦市男女共同参画都市宣言	1	1	100.0	2	0	0.0								171	7	4.1
8	204	古河市	2009年2月7日	古河市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	1	50.0							223	11	4.9
8	205	石岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							298	12	4.0
8	207	結城市	2004年11月3日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							190	9	4.7
8	208	龍ヶ崎市				1	0	0.0	1	0	0.0							179	7	3.9
8	210	下妻市				1	0	0.0	1	0	0.0							308	20	6.5
8	211	常総市				1	0	0.0	1	0	0.0							217	6	2.8
8	212	常陸太田市				1	0	0.0	1	0	0.0							124	0	0.0
8	214	高萩市				1	0	0.0	1	0	0.0							367	47	12.8
8	215	北茨城市				1	0	0.0	1	0	0.0							61	3	4.9
8	216	笠間市				1	0	0.0	1	0	0.0							309	8	2.6
8	217	取手市				1	0	0.0	1	0	0.0							82	6	7.3
8	219	牛久市	2015年1月24日	牛久市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							64	4	6.3
8	220	つくば市	2003年11月16日	つくば市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	1	50.0							599	41	6.8
8	221	ひたちなか市				1	0	0.0	1	0	0.0							84	1	1.2
8	222	鹿嶋市				1	0	0.0	1	0	0.0							101	1	1.0
8	223	潮来市	1999年12月10日	潮来市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	1	100.0							66	0	0.0
8	224	守谷市	2009年3月17日	守谷市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							159	17	10.7
8	225	常陸大宮市				1	0	0.0	0	0								92	0	0.0
8	226	那珂市				1	0	0.0	1	0	0.0							68	1	1.5
8	227	筑西市	2011年9月7日	筑西市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							436	27	6.2
8	228	坂東市				1	0	0.0	1	0	0.0							154	5	3.2
8	229	稲敷市				1	0	0.0	1	0	0.0							97	2	2.1
8	230	かすみがうら市				1	0	0.0	1	0	0.0							186	7	3.8
8	231	桜川市				1	0	0.0	1	0	0.0							119	3	2.5
8	232	神栖市				1	0	0.0	1	0	0.0							85	0	0.0
8	233	行方市				1	0	0.0	1	0	0.0							92	0	0.0
8	234	銚田市				1	0	0.0	0	0								156	5	3.2
8	235	つくばみらい市	2011年3月27日	つくばみらい市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							217	16	7.4
8	236	小美玉市				1	0	0.0	1	0	0.0							120	1	0.8
8	302	茨城町										1	0	0.0	1	0	0.0	90	0	0.0

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市 区 長 数	うち 女性 市区 長 数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区 長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町 村 長 数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副 町 村 長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自 治 会 長 数	女性 比率 (%)
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
8	309	大洗町									1	0	0.0	1	0	0.0	193	56	29.0	
8	310	城里町									1	0	0.0	1	0	0.0	414	59	14.3	
8	341	東海村									1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0	
8	364	大子町									1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0	
8	442	美浦村	1999年3月23日	男女共同参画都市宣言	2						1	0	0.0	0	0		48	5	10.4	
8	443	阿見町	2013年11月10日	阿見町男女共同参画都市宣言	1						1	0	0.0	0	0		67	3	4.5	
8	447	河内町									1	0	0.0	0	0		72	1	1.4	
8	521	八千代町									1	0	0.0	1	0	0.0	62	1	1.6	
8	542	五霞町									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0	
8	546	境町									1	0	0.0	1	0	0.0	54	1	1.9	
8	564	利根町									1	0	0.0	0	0		36	0	0.0	

- <選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
			目標値 (%)	目標年度	審議会等数	うち 女性 委員 数	総委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)							審議会等数	うち 女性 委員 数	総委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	委員会等数	うち 女性 委員 数	総委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	総委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	総委員 数	うち 女性 委員 数
		境町												2	2	31	11	35.5	1	0	3	0	0.0							
		利根町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都	市	区	府	町	村	コ	ロ	ド	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
										問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
										1. 明記した規定があり、認めている。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他					
										21		1の合計	43	0	42		1					42	42	42	42	41	34
										9		2の合計	1	38	1		41					1	1	1	1	2	3
										6		3の合計	0	5		1						0	0	0	0	0	0
										8		4の合計	0	0								1	1	1	1	1	4
8	201									水戸市	2	水戸市議会	2									2	2	2	2	2	2
8	202									日立市	1	日立市議会	1	3	1		2					1	1	1	1	1	1
8	203									土浦市	1	土浦市議会	1	2	1		2					1	1	1	1	1	1
8	204									古河市	1	古河市議会	1	2	1		2					1	1	1	1	1	1
8	205									石岡市	1	石岡市議会	1	2	1		2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
コ ー ド	コ ー ド	コ ー ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. 産前産後期間を明記した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
8205	石岡市		基準 主な文書等の例示 1 公務員の身分関係に関わる文書等で法令等に基づくもの 辞令書、宣誓書、履歴書、身分証明書、分限懲戒処分書、退職願 2 職員の権利・義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせる恐れのあるもの 源泉徴収関係文書、共済組合関係文書、給与及び旅費等の債権者、職員派遣に関する文書 3 公権力の行使に係るもの 徴税及び立入検査等の行政処分に係る文書、その他職員の身分に基づいて行う行政行為に関する文書		結城市議会	1	2	1									
8207	結城市	1	平成14年3月27日付け結人発第77号「職場での職員の旧姓使用について(通知)」このことについて、平成14年4月1日から職員が婚姻等により戸籍上の姓を改めた後も、引き続き職場において旧姓を使用することができることとしたので通知する。		結城市議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	1	1
8208	龍ヶ崎市	2			龍ヶ崎市議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	1	4
8210	下妻市	2			下妻市議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	1	1
8211	常総市	1	常総市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、旧姓(以前に使用していた氏をいう。以下同じ。)を職場において使用すること(以下「旧姓使用」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。		常総市議会	1	2	1	1		1	1	1	1	1	1	1
8212	常陸太田市	3			常陸太田市議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	1	1
8214	高萩市	1	高萩市職員旧姓使用取扱要綱 第一条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。		高萩市議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	1	1

都 市 市	道 区 区	府 町 町	県 村 町	コ コ 村	ド ド 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																
						問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
						1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	配 偶 者 の 出 産	育 児	家 族 の 看 護	家 族 の 介 護	疾 病	そ の 他		
8 215	北茨城市	4						北茨城市議会	1	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1	
8 216	笠間市	2						笠間市議会	1	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1	
8 217	取手市	3						取手市議会	1	2	1		3		1	1	1	1	1	1	1	
8 219	牛久市	4						茨城県牛久市議会	1	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1	
8 220	つくば市	1					つくば市職員旧姓使用取扱要項 (趣旨) 第1条 この要項は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職の職員(臨時任用職員(法第22条第5項若しくは第26条の6第7項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により臨時的に任用する職員をいう。)(を除く。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を使用する場合の手続等に関する必要な事項を定めるものとする。	つくば市議会	1	3	1		2		1	1	1	1	1	1	1	1
8 221	ひたちなか市	3						ひたちなか市議会	1	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1	
8 222	鹿嶋市	1					鹿嶋市職員旧姓使用取扱要項 (旧姓使用の承認の申請)第4条 職員は旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を任命権者に提出しなければならない。	鹿嶋市議会	1	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1	
8 223	潮来市	1					潮来市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、職員の互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	潮来市議会	1	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1	
8 224	守谷市	1					守谷市職員旧姓使用取扱要項 第1条第1項 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	守谷市議会	1	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
8	225	常陸大宮市	1	常陸大宮市職員旧姓使用取扱要綱 ○常陸大宮市職員旧姓使用取扱要綱 令和2年9月30日 訓令第35号 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱の規定は、一般職に属する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項並びに第28条の6第1項及び第2項第22条の4第1項並びに第22条の5第1項及び第2項の規定により採用される職員、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用される職員を含む。)に適用する。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用できる文書等の基準は、次に掲げるものとする。 (1) 職員名簿、名札等単に氏名が記載されたもの (2) 法令等に抵触するおそれなく、専ら組織内部で使用されている文書等で、職務遂行上又は事務処理上、支障がないと認められるもの (3) 法令等に基づかない通知文等で、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのないもの 2 公権力の行使に係るもので氏名を明らかにする必要のあるもの、職員の身分関係を規定するもの、職員の権利又は義務に係るもので特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの、その他職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのあるもの等については、旧姓を使用することはできない。 (旧姓使用の届出) 第4条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用届(様式第1号)を市長に提出しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。 (旧姓使用者の責務) 第6条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、市民及び職員に誤解又は混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に当たり、その適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。 (補則) 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 附 則 この訓令は、公布の日から施行する。 附 則(令和3年訓令第51号) この訓令は、令和3年10月1日から施行する。 附 則(令和5年訓令第8号) この訓令は、令和5年4月1日から施行する。	常陸大宮市議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)											
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例											
8	226	那珂市	1	那珂市職員旧姓使用取扱要綱 (建旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱の規定は、一般職に属する職員(再任用職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用される職員を含む。))に適用する。 (旧姓使用の範囲) 第3条 職員は、法令等に抵触するおそれなく、専ら組織内部で使用されている文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないものに限り、旧姓を使用することができる。ただし、次に定める文書等については、旧姓を使用することができない。 (1) 公権力の行使に係るもの (2) 職員の権利及び義務に係るもので特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの (3) 職員の身分関係に係るもの (4) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのあるもの	那珂市議会	1	2	1	那珂市議会会議規則 規則第2条 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
8	227	筑西市	3		筑西市議会	1	2	1	筑西市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
8	228	坂東市	4		坂東市議会	1	2	1	坂東市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2						1	1	1	1	1	1
8	229	稲敷市	2		稲敷市議会	1	2	1	稲敷市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ、議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
8	230	かずみがうら市	2		かずみがうら市議会	1	3	1	かずみがうら市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
8	231	桜川市	3		桜川市議会	1	2	1	桜川市議会会議規則 第2条第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
8	232	神栖市	4		神栖市議会	1	3	1	神栖市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 略 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
8	233	行方市	2		行方市議会	1	2	1	行方市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
					1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
8	234	銚田市	4	銚田市議会	1	2	1	銚田市市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	235	つくばみらい市	1	つくばみらい市議会	1	2	1	つくばみらい市議会委員会条例 第12条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
8	236	小美玉市	1	小美玉市議会	1	2	1	小美玉市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産するため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	302	茨城町	1	茨城町議会	1	2	1	茨城町議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	2	1
8	309	大洗町	1	大洗町議会	1	2	1	大洗町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2
8	310	城里町	2	城里町議会	1	2	1	城里町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため議会に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出できる。	2			1	1	1	1	1	1
8	341	東海村	1	東海村議会	1	2	1	東海村議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、忌引、災害その他のやむを得ない理由により議会に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
8	364	大子町	2	大子町議会	1	2	1	大子町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4	
8	442	美浦村	1	美浦村議会	1	2	1	美浦村議会会議規則 (欠席の届け出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
8	443	阿見町	3	阿見町議会	1	2	1	阿見町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
8	447	河内町	1	河内町議会	1	3	2	河内町職員旧姓使用取扱要綱 (目的) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、改める前の氏を職場において使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (適用職員) 第2条 この要綱の規定は、一般職に属する職員(再任用職員及び地方公務員法第22条の3の規定により臨時的に任用される職員を含む。)(に適用する。ただし、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。	2			4	4	4	4	4	4	4
8	521	八千代町	4	八千代町議会	1	2	1	八千代町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員の出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
8	542	五霞町	1	五霞町議会	1	2	1	五霞町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
8	546	境町	4	境町議会	1	2	1	境町議会会議規則 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2	
8	564	利根町	4	利根町議会	1	2	1	利根町議会会議規則 (欠席の届け出)第2条 2 前項の規定にかかわらず議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4	

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
		0	0	7			4	0	0	3		6				
		1	5	6	7	0	2	5	3	5		38				
		0	0	31			38	1	41	0		0				
		43	39							36						
8/201	水戸市	4	4	2			3		3	2		2				
8/202	日立市	4	4	3			3		3	4		2				
8/203	土浦市	4	4	2			3		3	4		1	土浦市地域防災計画 (1)総合相談窓口の設置 災害発生時に、被災者からのニーズ把握、生活再建支援、住宅確保、福祉、税、り災証明書の発行などの支援策の手續きや相談業務を実施するため、総合相談窓口を設置する。 (中略) 1)総合相談窓口の設置場所等 設置場所 本庁舎2階 男女共同参画センター 研修室1・2 開設・調整業務 市民生活部			
8/204	古河市	4	4	3			3		3	4		2				
8/205	石岡市	4	2	1	1		3		3	4		2	石岡市法令遵守の推進に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、公益通報者保護制度及び要望等の記録制度について必要な事項を定めることにより、法令遵守を推進する体制を整備することで、職員等の公正な職務執行の確保を図るとともに、行政運営における責任を明らかにし、もって市民から信頼される市政を確立することを目的とする。			
8/207	結城市	4	4	3			3		3	4		2	女性のための議会傍聴セミナーを実施			
8/208	龍ヶ崎市	4	4	3			3		3	4		2				
8/210	下妻市	4	4	3			3		3	4		2				
8/211	常総市	4	4	3			3		3	4		1	①常総市地域防災計画 ②常総市国土強靱化地域計画 ①第3編 震災応急対策編 第1章 初動対応 第2節 災害対策本部 分掌事務一女性相談窓口の設置に関すること ②5.1 推進方針 (1)行政機能(男女共同参画の視点にたつた防災体制の確立) 被災者ごとのニーズの違いや多様な視点を考慮した災害対策を進めるため、防災に関する方針決定や防災の現場への女性の参画を促進し、男女共同参画の視点にたつた防災体制の確立を図ります。			
8/212	常陸太田市	4	4	3			3		3	4		2				
8/214	高萩市	4	4	3			3		3	4		2				
8/215	北茨城市	4	4	3			3		3	1		2	先例集(北茨城市議会の先例・申し合わせ事項) 156 議員活動における議員の通称名使用については、議長に申し出を行い、許可を得るものとする。 改選後、正副議長の選挙が行われていない場合は、年長議員に申し出を行い、許可を得るものとする。 何れの場合も許可の直近の全員協議会で報告するものとする。			
8/216	笠間市	4	4	3			3		3	4		2				

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材「動画『政治分野におけるハラスメント防止研修教材』」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選じた場合、該当部分の規定を記入してください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	2. 議員向け研修を行っていますか。	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定もない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
	0217	取手市	2	2	3					1	2	3	2	・女性議員による議会改革特別委員会を設置して検討を行い、女性が議員として参画しやすくなるよう議会改革を推進。(議会の欠席事由に「出産、出産立会い、育児、介護、看護等」を明文規定。乳幼児を連れての傍聴自由化。議会棟に、育児や授乳ができるスペースを割り当てたり、小児が利用しやすいトイレの改修の実施、誰もが政治参画しやすくなるよう法整備を求める意見書等の国への提出等)・会議規則及び委員会条例を改正し、オンライン委員会を多数開催。さらにオンライン出席要件に、委員自らの疾病や妊娠、出産、家族等の介護・看護等、欠席の事由に該当する場合において、オンラインでの出席が可能な場合は、委員長長の許可により認める改正も行った。・在宅等でも本会議に参加するための仕組みづくりを、官・民・学で連携し取り組んでいる。(デモテック宣言)	2	
	0219	牛久市	4	2	1	1				3		3	1	牛久市議会議員の通称等使用の取扱いに関する訓令 (趣旨) 第1条 この訓令は、牛久市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第86条第6項の規定により認定を受けた通称又は旧姓字を新漢字に改めた氏名(以下「通称名」という。)を使用すること、及び議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、又は一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (通称等使用申請) 第2条 議員は、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称等」という。)を使用しようとするときは、通称等使用申請書(様式第1号)を議長に提出し、承認を得なければならない。 (承認の通知) 第3条 議長は、前条の規定により通称等の使用を承認したときは、通称等使用承認通知書(様式第2号)により、当該議員に通知するものとする。 2 議員は、前項の規定による議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、通称等を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分に関する証明書類 (3) 辞職願 (4) 議員報酬、期末手当等の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名称 (6) 団体傷害補償制度加入申請書 (7) 人間ドック受診関係書類 (8) 海外渡航関係書類 (9) 市議会議員共済会に関する各種届出書 (10) 在職証明書等各種証明書 (11) 叙勲等表彰の申請書類 (12) その他通称等使用によって実務上の混乱が生ずるおそれがあると議長が認めるもの	1	牛久市地域防災計画 第1節 災害に備えた組織づくり 本市及び各防災関係機関は、総合的な防災体制を確立するため、各種の防災組織・体制を整備あるいは支援します。また、各防災組織は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、各組織に女性の参画を積極的に図り防災活動を展開することとします。2)防災リーダーの育成 ア 自主防災組織の中核となるメンバーを確保するため、また、男女の幅広い世代の人材を育成するために、講演会・講習会を開催し、「防災リーダー」を育成します。 特に少子高齢化社会においては、次代を担う人材の育成が急務であることから、教育や防災訓練を通じて、早くから「自分の暮らす地域を誇っていく」という意識を醸成し、次代を担う人材を育成します。8. 防災教育・防災訓練の実施 東日本大震災及び阪神・淡路大震災では、地震に対する認識や備えの不足が被害を大きくした一つの要素とされています。地震の性質や地域の地震危険度を正しく認識したうえで、地震発生時の対応についても習熟しているかどうか、被害の軽減に大きく影響します。なお、防災教育及び防災訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。 7)避難場所の運営 各行政区長等の意見を聞きながら男女それぞれ責任者を定め、施設管理者との緊密な連携を保ちながら、次の事項について的確に行います。 ア 避難場所での秩序の維持(班の編成等)と衛生管理(仮設トイレ等) 126 イ 避難者に対する情報伝達 コミュニティFM放送(85.4MHz)、市ホームページ、かつぱメール、市と提携した民間放送、ミニ広報紙、伝言板を利用します。 ウ 避難場所でのプライバシーの配慮(授乳室、男女別のトイレ・物干し場・更衣室等) エ 仮設住宅等の応急対策状況の周知徹底 オ 災害対策本部長への報告 各避難場所の責任者は、避難場所の情報を逐一、本部長(市長)に携帯電話、ファックス等により連絡します。必要に応じて、デジタル移動系無線機を活用します。 カ 男女のニーズの違いなど男女双方の視点に立った避難場所の運営

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。 に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。			問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。
	コ ロ シ ド	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	3 その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
8	219	牛久市										(中止届) 第4条 通称等を使用している議員は、通称等の使用を中止しようとするときは、通称等使用中止届(様式第3号)を議長に提出しなければならない。 (報告) 第5条 議長は、通称等の使用を承認したとき又は通称等使用中止届を受理したときは、議会運営委員会に報告するものとする。 (責務) 第6条 通称等を使用している議員は、通称等を使用するに当たっては、議会活動及びその関連する事務処理に誤解及び混乱が生じないように努めなければならない。 (疑義の決定) 第7条 この訓令の疑義は、議長が決するものとする。		
8	220	つくば市	4	2	2			1	2	2	2	つくば市議会会議規則の一部を改正したことで、会議において議員がオンライン会議システムにより質問を実施できるように、仕事と育児の両立支援につながっている。	1	つくば市地域防災計画 職員行動マニュアル編 避難所を担当する班に男女共同参画室を含む市民部が含まれている。
8	221	ひたちなか市	4	4	3			3		3	4		2	
8	222	鹿嶋市	4	4	3			3		3	4		2	
8	223	潮来市	4	4	3			3		3	4		2	
8	224	守谷市	4	4	3			3		3	2		2	
8	225	常陸大宮市	4	4	3			3		3	4		2	
8	226	龍田市	4	4	3			3	3	3	4		2	
8	227	筑西市	4	4	3			3		3	4		2	
8	228	坂東市	4	2	3			3		3	4		2	
8	229	稲敷市	4	4	2			2	2	2	1	稲敷市議会議員の通称名等の使用に関する規程 第2条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める通称等(以下「通称名等」という。)を使用することができる。 (1)公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合 当該認定を受けた通称(2)婚姻、養子縁組等の事由により戸籍上の氏に変更があった場合 変更前の氏	2	
8	230	かずみがうら市	4	4	1	1		3		3	4		2	
8	231	桜川市	4	4	1	1		3		3	4		2	
8	232	神栖市	4	4	1	1		3		3	4		2	
8	233	行方市	4	4	1	1		1	2	3	4		2	

都 市	道 区	府 町	県 村 町	コ 村	ド 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
						問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。
						1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する倫理防規正を議員向けに開く 2. 議員向けにハラスメント防止に関する倫理防規正を議員向けに開く 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
8 234	鈴鹿市	4	4	3						3		3	4		2			
8 235	つくばみらい市	4	4	3						3		3	4		2			
8 236	小美玉市	4	4	2						3		3	4		2			
8 302	茨城町	4	4	3						3		3	4		2			
8 309	大洗町	4	4	1	1					3		3	4		1	大洗町地域防災計画 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立町及び防災関係機関は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大を積極的に図っていくことが必要である。		
8 310	城里町	4	4	3						3		3	4		2			
8 341	東海村	4	4	3						3		3	2		2			
8 364	太子町	4	4	3						3		3	4		2			
8 442	美濃村	4	4	3						2		3	4		2			
8 443	阿見町	4	4	2						2		3	4		2			
8 447	河内町	4	4	3						3	2	3	4		2			
8 521	八千代町	4	4	3						3		3	4		2			
8 542	五霞町	4	4	3						3		3	4		2			
8 546	境町	4	4	3						3		3	4		1	境町地域防災計画 ■災害時の男女共同参画に係る広報 ■避難所における人権問題に関する対策 第2編 第2章 第5節 第2 1 (4)避難所の運営管理 町は、避難所の運営に当たって、職員及び自主防災組織、NPO・ボランティアを各避難所に配置し、県作成の「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」や「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針」に基づき、町作成の「コロナ禍の広域避難に伴う避難所運営マニュアル」を策定し、避難所の運営管理を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて、男女によるニーズの違い等男女双方の視点や避難所の安全確保に十分配慮するよう努める。なお、性的マイノリティの人権を尊重し、女性職員により男女別の物資の配分は、本人の希望に応ずるようにするとともに、誰でも使用できるユニバーサルトイレ、共有の更衣室・入浴施設を設置するよう配慮する。また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、次の項目に配慮するよう努める。加えて、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。【配慮する項目】①女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。②トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、誰でも使用できる施設の設置に配慮する。③照明を増設する。④性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する。【男女双方の視点】①避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。②避難所運営体制への女性の参画を進める。③避難所内に女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等を確保する。④生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配布。⑤プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。⑥関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。【避難所の安全性の確保】①男女ベアによる巡回警備。②防犯ブザーの配布。		
8 564	利根町	4	4	3						3		3	4		2			